

令和2年 第6回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
1 0 3	令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第10号)		
1 0 4	令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
1 0 5	令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
1 0 6	令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
1 0 7	令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)		
1 0 8	令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
1 0 9	令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
1 1 0	令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
1 1 1	令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)		
1 1 2	令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)		
1 1 3	令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)		
1 1 4	令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
1 1 5	令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
1 1 6	令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
1 1 7	令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		

議案番号	件名	摘要	ページ
118	飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		5
119	飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例		7
120	飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		9
121	飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		13
122	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例		15
123	飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例		19
124	飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例		21
125	飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例		24
126	契約の締結(筑穂保育所園舎建設工事)		30
127	財産の譲渡(北勢田集会所建物)		40
128	指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)		42
129	指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)		47
130	指定管理者の指定(サンビレッジ茜)		51
131	飯塚地区消防組合同規約の変更		55
132	市道路線の認定		57





飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い設置できることとなった監査専門委員の報酬の額を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項の次に次のように加える。

監査専門委員	日額	15,000円
--------	----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 資料(新旧対照表)

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
公平委員会	委員長	日額	10,900円	公平委員会	委員長	日額	10,900円
	委員	日額	9,000円		委員	日額	9,000円
監査委員	市議会議員のうちから選任された者	月額	45,000円	監査委員	市議会議員のうちから選任された者	月額	45,000円
	識見を有する者の中から選任された者	月額	170,000円		識見を有する者の中から選任された者	月額	170,000円
監査専門委員		日額	15,000円				
選挙管理委員会	委員長	月額	43,800円	選挙管理委員会	委員長	月額	43,800円
	委員	月額	30,700円		委員	月額	30,700円
	補充員	日額	5,900円		補充員	日額	5,900円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>							

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例

飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計に係る令和2年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

(飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例の廃止)

3 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例(平成18年飯塚市条例第64号)は、廃止する。

飯塚市特別会計設置条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計に係る令和2年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。 (飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例の廃止)</p> <p>3 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計減債基金条例(平成18年飯塚市条例第64号)は、廃止する。</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1) <u>飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計</u> <u>住宅新築資金等貸付事業</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>



飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準のほか、関係規定を整理するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33

万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第8項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>

所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

ア～カ (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が公布されたことに伴い、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められるほか、関係規定を整理するため、本案を提出するものである。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年飯塚市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の飯塚市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (延滞金に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の飯塚市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

福岡県重度障がい者医療費支給制度の改正に伴い、重度障がい者の扶養義務者等の所得制限について「児童手当準拠」とする支給対象者を、「12歳の年度末までにある者」から「15歳の年度末までにある者」とするほか、関係規定を整理するため、本案を提出するものである。

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号及び第4項中「12歳」を「15歳」に改める。

第12条中「又は担保に供し」を「担保に供し」に改める。

第13条第1項中「同条第15項」を「同条第17項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の重度障がい者条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

(準備行為)

- 3 市長は、施行日前においても、改正後の重度障がい者条例第5条及び第6条の規定による受給資格の認定及び重度障がい者医療証の交付等の事務に必要な準備行為をすることができる。



飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(対象者) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持しているもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものの前年の所得が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上)であるときの当該重度障がい者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条(当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。</p> <p>(受給権の保護)</p> <p>第12条 重度障がい者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p>	<p>(対象者) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持しているもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障がい者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものの前年の所得が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上)であるときの当該重度障がい者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条(当該重度障がい者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。</p> <p>(受給権の保護)</p> <p>第12条 重度障がい者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p>

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の重度障がい者条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。  
(準備行為)
- 3 市長は、施行日前においても、改正後の重度障がい者条例第5条及び第6条の規定による受給資格の認定及び重度障がい者医療証の交付等の事務に必要な準備行為をすることができる。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

北勢田集会所を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表北勢田集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市集会所及び生活館条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
大畑集会所	飯塚市口原1696番地10	北勢田集会所	飯塚市勢田1785番地3
		大畑集会所	飯塚市口原1696番地10
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>			

## 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

## 提案理由

交流センターの整備に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

## 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例(平成29年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「鯉田1373番地」を「鯉田1358番地1」に改める。

別表の(8)を次のように改める。

## (8) 飯塚市鯉田交流センター使用料

室名	面積	施設使用料(市内)		備考
会議室	40.40m <sup>2</sup>	1時間につき	200円	市内以外のも のが使用する 場合は、10割増 とする。
第1研修室	30.35m <sup>2</sup>	1時間につき	200円	
第2研修室	47.70m <sup>2</sup>	1時間につき	200円	
第3研修室	47.70m <sup>2</sup>	1時間につき	200円	
第4研修室	54.44m <sup>2</sup>	1時間につき	400円	
和室1号	19.24m <sup>2</sup>	1時間につき	70円	
和室2号	33.70m <sup>2</sup>	1時間につき	200円	
調理実習室	73.89m <sup>2</sup>	1時間につき	640円	

## 備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。
- 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の飯塚市鯉田交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

飯塚市交流センター条例 資料(新旧対照表)

新				旧			
(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)		(略)		(略)		(略)	
飯塚市鯨田交流センター		飯塚市鯨田1358番地1		飯塚市鯨田交流センター		飯塚市鯨田1373番地	
(略)		(略)		(略)		(略)	
別表(第13条関係) (1)～(7) (略) (8) 飯塚市鯨田交流センター使用料				別表(第13条関係) (1)～(7) (略) (8) 飯塚市鯨田交流センター使用料			
室名	面積	施設使用料(市内)	備考	室名	面積	施設使用料(市内)	備考
会議室	40.40m <sup>2</sup>	1時間につき 200円	市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。	大研修室	171.00m <sup>2</sup>	1時間につき 800円	市内以外のものが使用する場合は、10割増とする。
第1研修室	30.35m <sup>2</sup>	1時間につき 200円		研修室	32.00m <sup>2</sup>	1時間につき 160円	
第2研修室	47.70m <sup>2</sup>	1時間につき 200円		和室1号	29.70m <sup>2</sup>	1時間につき 90円	
第3研修室	47.70m <sup>2</sup>	1時間につき 200円		和室2号	29.70m <sup>2</sup>	1時間につき 90円	
第4研修室	54.44m <sup>2</sup>	1時間につき 400円		図書室	46.00m <sup>2</sup>	1時間につき 160円	
和室1号	19.24m <sup>2</sup>	1時間につき 70円		児童室	52.00m <sup>2</sup>	1時間につき 310円	
和室2号	33.70m <sup>2</sup>	1時間につき 200円		調理実習室	80.00m <sup>2</sup>	1時間につき 470円	
調理実習室	73.89m <sup>2</sup>	1時間につき 640円					
備考 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。				備考 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。			
(9)～(14) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。 (準備行為) 2 この条例の施行の日以後の飯塚市鯨田交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。				(9)～(14) (略)			

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターを複合化するに当たり、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、市長又は指定管理者のいずれによっても管理することができるようにするため、本案を提出するものである。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例(平成18年飯塚市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

市長は、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー(以下「ハーモニー」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条の2 ハーモニーに、必要な職員を置く。

第4条第1項ただし書中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次項、次条から第7条



まで、第9条、第10条及び第12条第1項において同じ。)が特に必要があると認めるときは」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条第1項ただし書中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長が特に必要があると認めるときは」に改め、同項第1号中「午前12時30分」を「午後零時30分」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「休館日又は臨時の休館日」とあるのは「利用時間」と読み替えるものとする。

第6条、第7条、第9条及び第10条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「別表に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)」に、「支払わなければ」を「納付しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「収受させるものとする」を「収受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない」に改め、同項を同条第3項とする。

第12条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し」を「市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金における前項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者が特別の理由があるとき認めるときは、利用料金」を「規則で定める理由のときは、使用料」に改める。

別表中「利用料金」を「使用料」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の規定により指定管理者が発行した回数券については、この条例による改正後の飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の規定により市長が発行した回数券とみなす。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>市長は、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー(以下「ハーモニー」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条の2 <u>ハーモニーに、必要な職員を置く。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 <u>ハーモニーの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次項、次条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条第1項において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>市長は、施設の見やすい場所に変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 <u>ハーモニーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 運動指導室 午前9時30分から午後零時30分まで及び午後1時30分から午後9時まで</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。<u>この場合において、同条第2項中「休館日又は臨時の休館日」とあるのは「利用時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー(以下「ハーモニー」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 <u>ハーモニーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>指定管理者は、施設の見やすい場所に変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 <u>ハーモニーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 運動指導室 午前9時30分から午前12時30分まで及び午後1時30分から午後9時まで</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、ハーモニーへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(使用料の減免等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

2 利用料金における前項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、規則で定める理由のときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

利用区分	使用料	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
利用区分	使用料	冷暖房料	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

2・3 (略)

4 使用料には、照明料及び光熱水費を含む。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、ハーモニーへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免等)

第12条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

利用区分	利用料金	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
利用区分	利用料金	冷暖房料	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

2・3 (略)

4 利用料金には、照明料及び光熱水費を含む。

5 多機能室、栄養指導実習室、保健指導室、栄養指導室、ボランティア室の利用者が市外居住者の場合は、使用料及び冷暖房料を10割増しとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合には、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の規定により指定管理者が発行した回数券については、この条例による改正後の飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の規定により市長が発行した回数券とみなす。

5 多機能室、栄養指導実習室、保健指導室、栄養指導室、ボランティア室の利用者が市外居住者の場合は、利用料金及び冷暖房料を10割増しとする。

契約の締結(筑穂保育所園舎建設工事)

筑穂保育所園舎建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 筑穂保育所園舎建設工事
- 2 工事場所 飯塚市 筑穂元吉 地内
- 3 契約金額 311,334,100円
- 4 受注者 大和・瑞建特定建設工事共同企業体  
代表者  
福岡県飯塚市柳橋55番地  
大和興業 株式会社  
代表取締役 梅尾 裕一
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	筑穂保育所園舎建設工事
工 期	本契約として認められた日から令和 3年10月29日まで
予 定 価 格 (A)	338,580,000 円 (うち消費税 30,780,000 円) (307,800,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	311,334,100 円 (うち消費税 28,303,100 円) (283,031,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	306,664,600 円 (うち消費税 27,878,600 円) (278,786,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	311,334,100 円 (うち消費税 28,303,100 円) (283,031,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	91.95 %
落 札 者 名	大和・瑞建特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和2年10月27日

### 条件付き一般競争入札(総合評価方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
大和・瑞建 特定建設工事共同企業体	283,031,000	109.3	38.618	落札
中村・ナカジマ 特定建設工事共同企業体	283,031,000	109.2	38.582	
鈴木・三協 特定建設工事共同企業体	283,031,000	106.6	37.664	

評価値：技術評価点(標準点+加算点)/入札金額×定数(100,000,000)  
(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで表記)

## 工事請負議案資料

工 事 名 筑穂保育所園舎建設工事

工 期 本契約として認められた日から 令和3年10月29日まで

施 設 概 要 園舎 鉄骨造平屋建  
延床面積 1,303 m<sup>2</sup>

プロパン庫 ブロック造平屋建  
延床面積 6.4 m<sup>2</sup>



## 外部仕上表

外 壁	窯業系サイディング コンクリート打放し+複層塗材 RE
屋 根	箆合式瓦棒葺きカラーガルバニウム鋼板
建 具	アルミ建具・スチール建具・木製建具

## 内部仕上表 (主要居室)

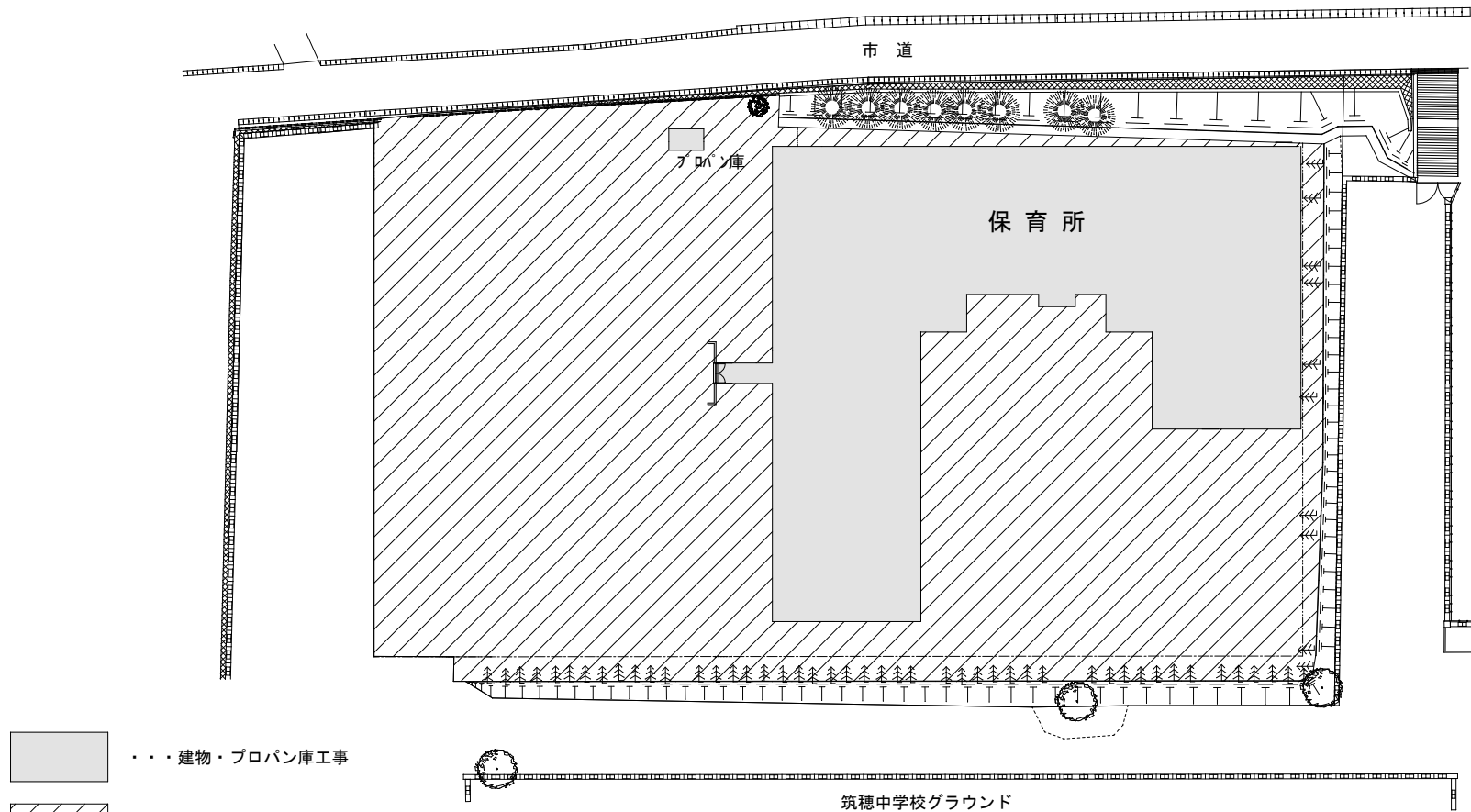
室 名	床	壁	天 井
一般便所 (共通)	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
身障者用便所	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
便所(保育室横) (共通)	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	けい酸カルシウム板
玄関	磁器質タイル	ビニルクロス	ロックウール化粧吸音板
エントランス ホール・廊下	フローリング	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
事務室	タイルカーペット	ビニルクロス	化粧石膏ボード
医務室	タイルカーペット	ビニルクロス	化粧石膏ボード
相談室	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
一時預かり室	フローリング	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
休憩室	フローリング	ビニルクロス	化粧石膏ボード

脱衣室	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
ロッカー室	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
調理室	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	けい酸カルシウム板
調理前室	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	けい酸カルシウム板
食品庫	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	けい酸カルシウム板
調理控室	フローリング ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
調理洗面室	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
便所 (調理室横)	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	けい酸カルシウム板
調乳室 (共通)	フローリング	ビニルクロス	ロックウール化粧吸音板
保育室 (共通)	フローリング	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板 (一部) 化粧ケイ酸カルシウム板	ロックウール化粧吸音板
図書コーナー	フローリング	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
遊戯室	フローリング	壁部：ビニルクロス 腰壁：キッズガード	ロックウール化粧吸音板
控室兼倉庫	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
倉庫 (共通)	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード

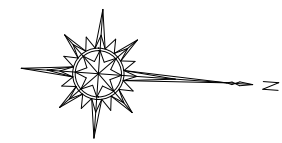
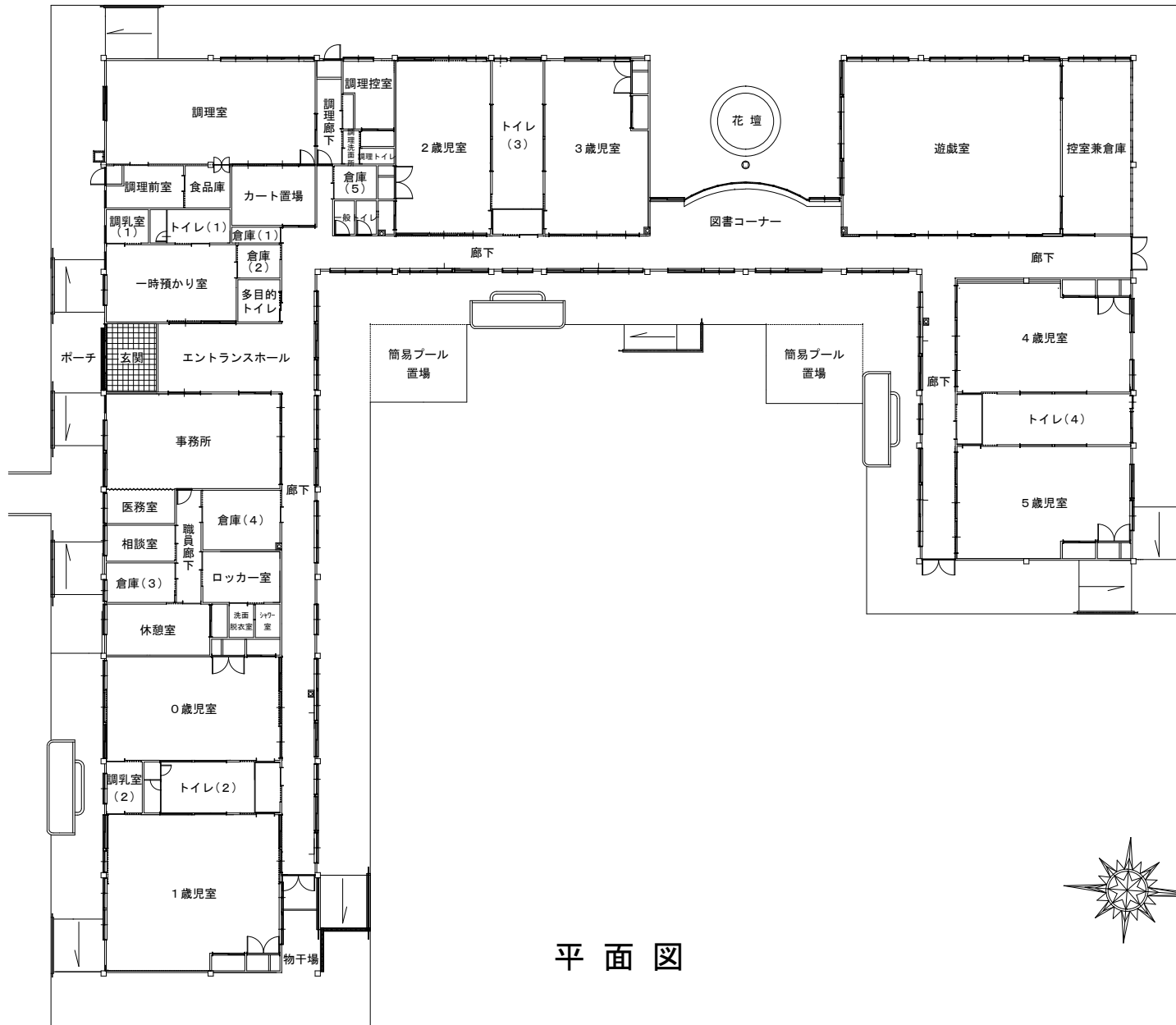
# 付近見取図



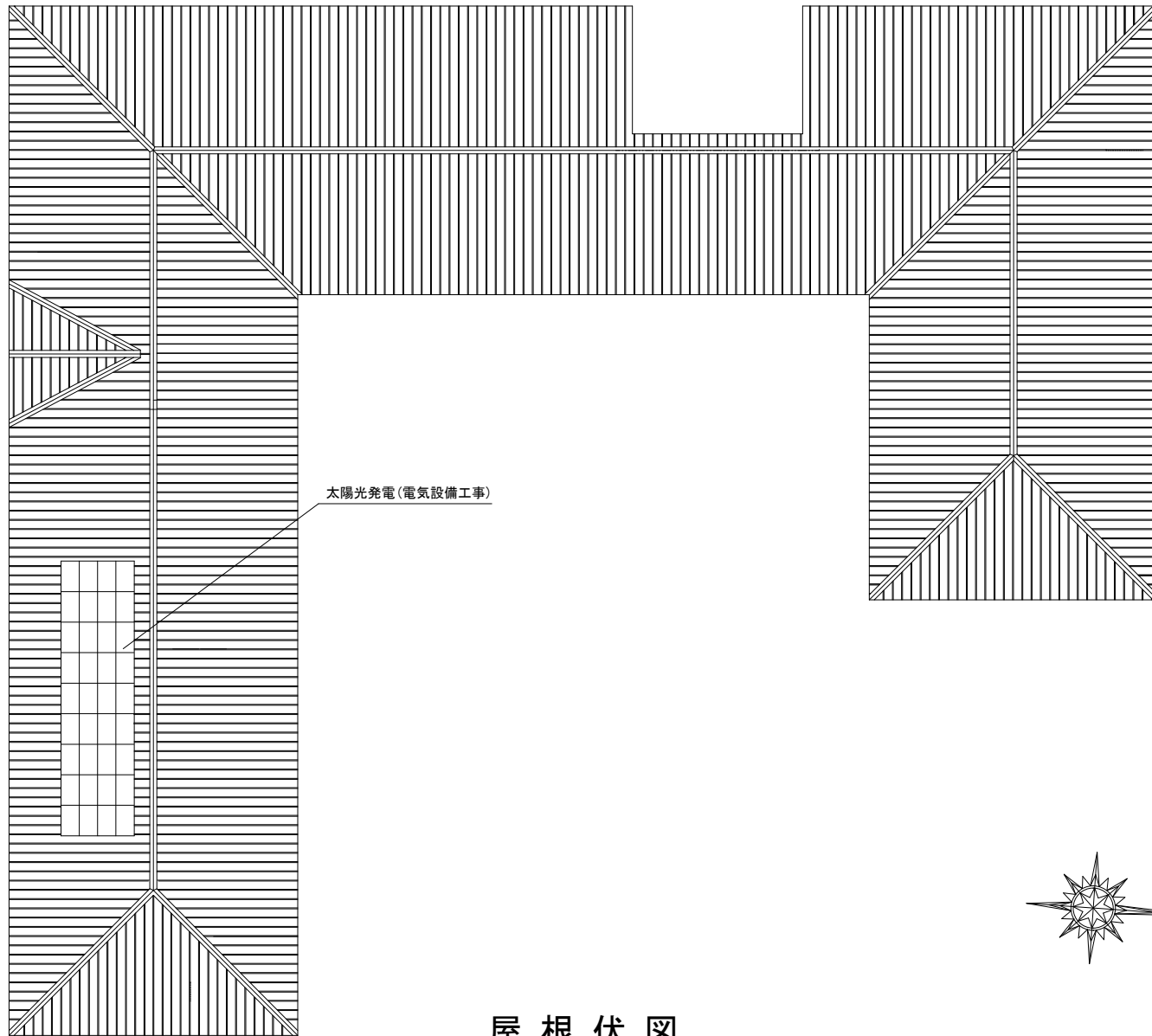
工事場所



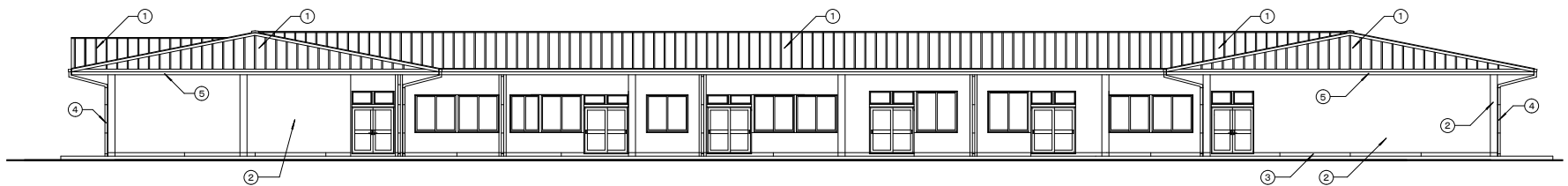
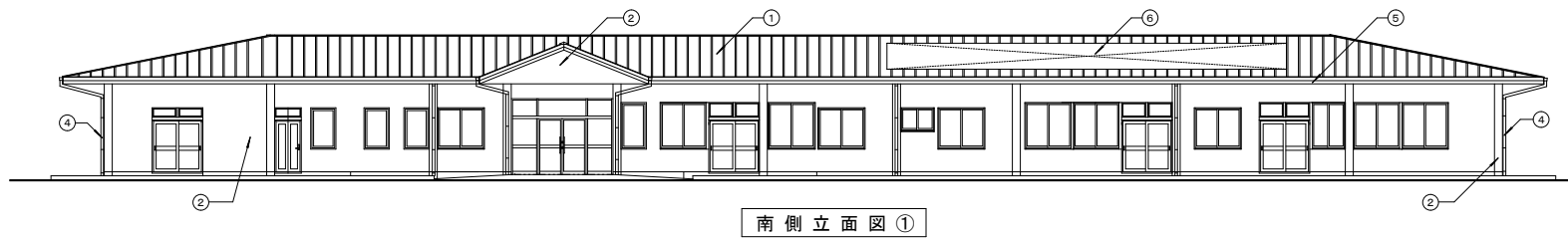
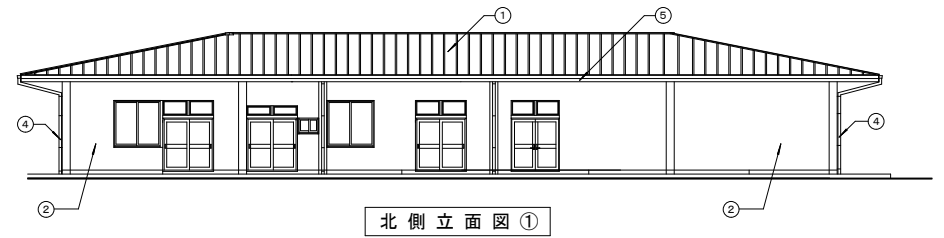
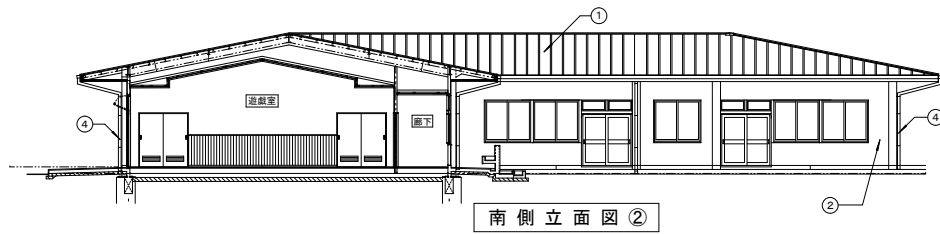
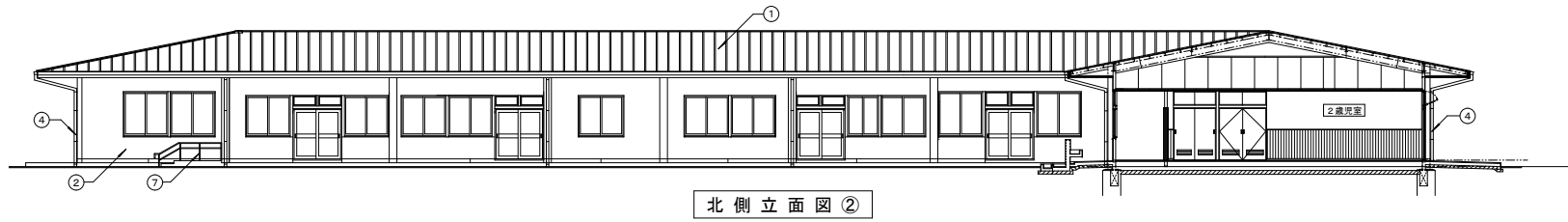
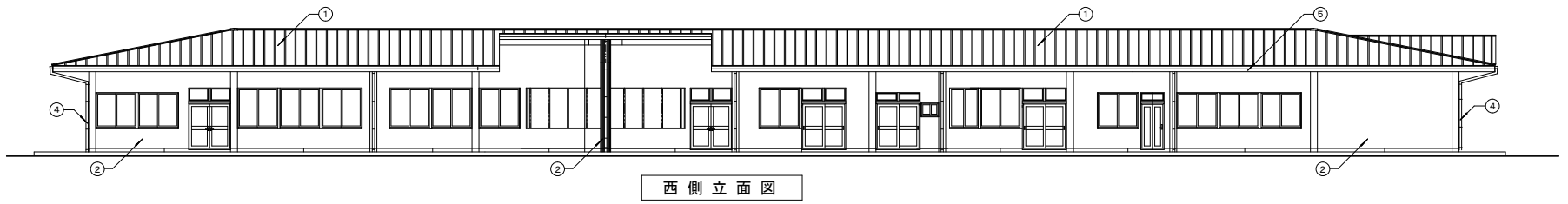
配置図



平面図



屋根伏図



- |   |                        |
|---|------------------------|
| ① | 嵌合式瓦棒葺きカラーガルバニウム鋼板     |
| ② | 窯業系サイディング              |
| ③ | 複層塗材RE                 |
| ④ | 縦樋：硬質塩化ビニル管（VPカラー）φ100 |
| ⑤ | 軒樋：塩ビ製角樋（既製品カラー）120角   |
| ⑥ | 太陽光発電（電気設備工事）          |
| ⑦ | ステンレス製手摺               |

財産の譲渡(北勢田集会所建物)

次の財産を無償で譲渡するものとする。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 譲渡する財産 北勢田集会所建物  
所在地 飯塚市勢田1785番地3  
構造 木造かわらぶき平家建  
床面積 160.51平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯塚市勢田1785番地3  
北勢田自治会(認可地縁団体)  
代表者 中島 強

提案理由

北勢田集会所建物を譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、本案を提出するものである。



位置図（北勢田集会所建物）



指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 飯塚市健康の森公園市民プール
- (2) 飯塚市健康の森公園多目的施設
- (3) 飯塚市健康の森公園多目的広場

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市枝国666番地11  
一般社団法人 飯塚市スポーツ協会  
代表理事 福田 良人

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行なわれるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

## 提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

#### 名称及び所在地

名称	所在地
飯塚市健康の森公園市民プール	飯塚市吉北118番地11
飯塚市健康の森公園多目的施設	飯塚市吉北120番地6
飯塚市健康の森公園多目的広場	飯塚市吉北120番地9

#### 規模構造及び開設時期

名称	飯塚市健康の森公園市民プール
敷地面積	22,342m <sup>2</sup>
建築面積	3,133m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋建
開設年	平成15年
名称	飯塚市健康の森公園多目的施設
敷地面積	22,342m <sup>2</sup> (プールと同じ面積)
建築面積	471,46m <sup>2</sup> (1F)、499,26m <sup>2</sup> (2F)
構造	鉄骨造2階建
開設年	平成21年
名称	飯塚市健康の森公園多目的広場
敷地面積	39,999m <sup>2</sup>
運動面積	8,970m <sup>2</sup>
開設年	平成15年

#### 業務内容

##### ア 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務
- (イ) 設備の保守管理業務
- (ウ) 水質管理業務

##### イ 施設の利用に関する業務

- (ア) 利用許可及び利用料徴収等に関する業務
- (イ) 運動指導に関する業務
- (ウ) 利用統計に関する業務

## ウ 自主事業に関する業務

(ア) 水泳教室及び体験教室等の自主事業に関する業務

## エ その他の業務

(ア) 各種業務に関する記録及び報告書の作成

(イ) 指定管理期間終了時の事務引継ぎ

## 2 指定管理者となる団体の概要

設立年月日 平成31年4月1日

主な提案業務内容及び事業計画

### ア スポーツを通じ、人が集い・つながる施設運営

(ア) 地域住民の健康づくり、コミュニティづくりの拠点

(イ) 市民だれもが健康で幸せに暮らすことのできるまちづくりに貢献

(ウ) 地域のスポーツ振興に貢献

### イ 利用者ニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供

(ア) 子供から高齢者まで多世代に対応した多様な運動プログラムを提供

(イ) 利用者ニーズを的確にとらえサービスを向上させ利用者の増大を実現

(ウ) 全世代、障がい者にも配慮したサービス環境の整備

### ウ 安心、安全で地域に愛される施設づくり

(ア) 定期的な安全研修や訓練の実施

(イ) 施設内の清掃及び保守点検の徹底

(ウ) 一部の団体等に偏らない公平で平等な運営

## 3 非公募により選定を行った理由

一般社団法人飯塚市スポーツ協会は、本市と協働しながら健幸都市いづかの実現に向けて、スポーツの振興に取り組んでいること、また、同協会の社員は市内の競技団体の会員等で構成されており、本市のスポーツ振興に必要不可欠な存在であることから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、非公募としたもの。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

68,443千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
一般社団法人 飯塚市スポーツ協会	454点

指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚市リサイクルプラザ工房棟

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市花瀬32番地1

株式会社 トキワビル商会

代表取締役 斎藤 正宏

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

## 提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。



# 指定管理者指定議案資料

## 1 施設の概要

施設名称及び所在地

飯塚市リサイクルプラザ工房棟

飯塚市吉北118番地2

規模構造及び開設時期

鉄骨造平屋建

建築面積 696.04㎡

床面積 618.25㎡

開設年 平成10年

業務内容

ア 環境教育に関する業務

(ア) 体験・学習教室開催事業

(イ) リサイクル活動促進事業

イ 施設の運営に関する業務

(ア) 利用者へのサービスに関する業務

(イ) 活動の場及び資料の提供

(ウ) 環境保全情報提供事業

ウ 施設の管理に関する業務

(ア) 建築物の保守管理業務

(イ) 設備の保守管理業務

エ その他の業務

(ア) 工房棟の設置目的の達成に必要な事業

(イ) 指定期間終了時の事務引継ぎ

## 2 指定管理者となる団体の概要

設立年月日 昭和56年6月15日

主な提案業務内容及び事業計画

ア サービス向上のための安全対策

(ア) 有資格者による安全点検

(イ) リスクアセスメントの実施

(ウ) 救急箱・AEDの設置

イ 利用促進のための方策

- (ア) 施設広報誌の発行による情報発信
- (イ) 利用者(ターゲット)を踏まえた効果的な宣伝
- (ウ) ホームページのリニューアルによる利用促進

ウ 地域貢献の方策

- (ア) 地域や周辺施設・団体との積極的な交流の強化
- (イ) 飯塚市シルバー人材センターとの連携強化

エ 自主事業実施計画

- (ア) 環境学習の推進・飯塚市の環境力の向上
- (イ) 環境展示・フリーマーケットの実施
- (ウ) 環境活動の取組み

3 公募及び選定の概要

- (1) 公募・非公募の別 公募
- (2) 地域要件設定の有無 地域要件未設定
- (3) 応募団体数 1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

8,322千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(600点満点)

団体名	評価点
株式会社 トキワビル商会	371点

指定管理者の指定(サンビレッジ茜)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

サンビレッジ茜

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市山口845番地38

一般財団法人 サンビレッジ茜

理事長 森本 精造

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

## 提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

- (1) 施設名称 サンビレッジ茜
- (2) 所在地 福岡県飯塚市山口845番地38
- (3) 開設時期 平成2年
- (4) 建物概要・施設内容

#### 建物概要

名 称	サンビレッジ茜
所 在 地	飯塚市山口845番地38
敷地面積	107,748㎡

#### 施設内容

名称	構造等	その他
人工芝スキー場ゲレンデ	長さ280m、幅40m	平均斜度13°
人工芝スキー場リフト	延長235m	2人乗り
キャンプ施設	テント敷き12区画 バンガロー10棟 バーベキューハウス3棟	
セントラルロッジ	(1号館)537.83㎡ (2号館)489.31㎡ (浴室) 134.00㎡	
ガイドハウス	367.27㎡	
茜ドーム	1,115.93㎡	

### (5) 業務内容

施設の運営に関する業務

施設の管理に関する業務

施設の目的を達成するために必要な業務

その他の業務

## 2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成2年4月9日設立

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

学校並びに子ども会等の受入れ事業

青少年の健全育成を目的とした企画事業

スキー技術のスキルアップを目的とした企画事業

施設を開放しての企画事業

地域の人材育成・活用企画事業

## 3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別 公募

(2) 地域要件設定の有無 地域要件未設定

(3) 応募団体数 1団体

## 4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

31,027千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 選定評価結果(720点満点)

団体名	評価点
一般財団法人 サンビレッジ茜	412点

## 飯塚地区消防組合同規約の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、飯塚地区消防組合同規約を次のとおり変更する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

### 提案理由

飯塚地区消防組合の庁舎を新設することから、当組合の事務所の位置を変更し、これに伴い飯塚地区消防組合同規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 飯塚地区消防組合同規約の一部を変更する規約

飯塚地区消防組合同規約(昭和45年1月7日44地第1222号許可)の一部を次のように変更する。

第4条中「飯塚市片島3丁目16番8号」を「飯塚市菰田52番地1」に改める。

### 附 則

この規約は、令和3年2月5日から施行する。

飯塚地区消防組規約 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>飯塚市菰田52番地1</u>に置く。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和3年2月5日から施行する。</p>	<p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>飯塚市片島3丁目16番8号</u>に置く。</p>



## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和2年12月7日提出

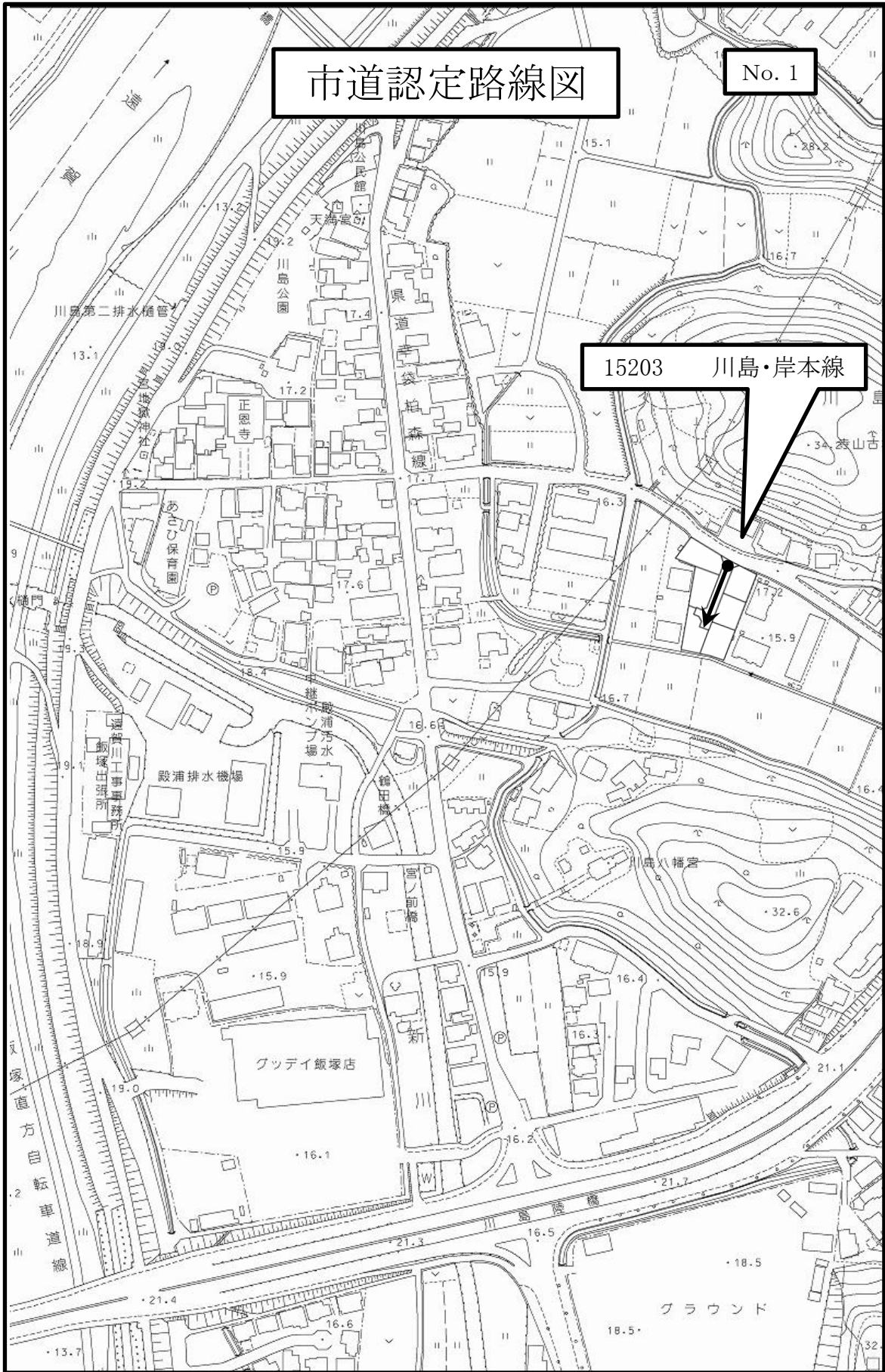
飯塚市長 片 峯 誠

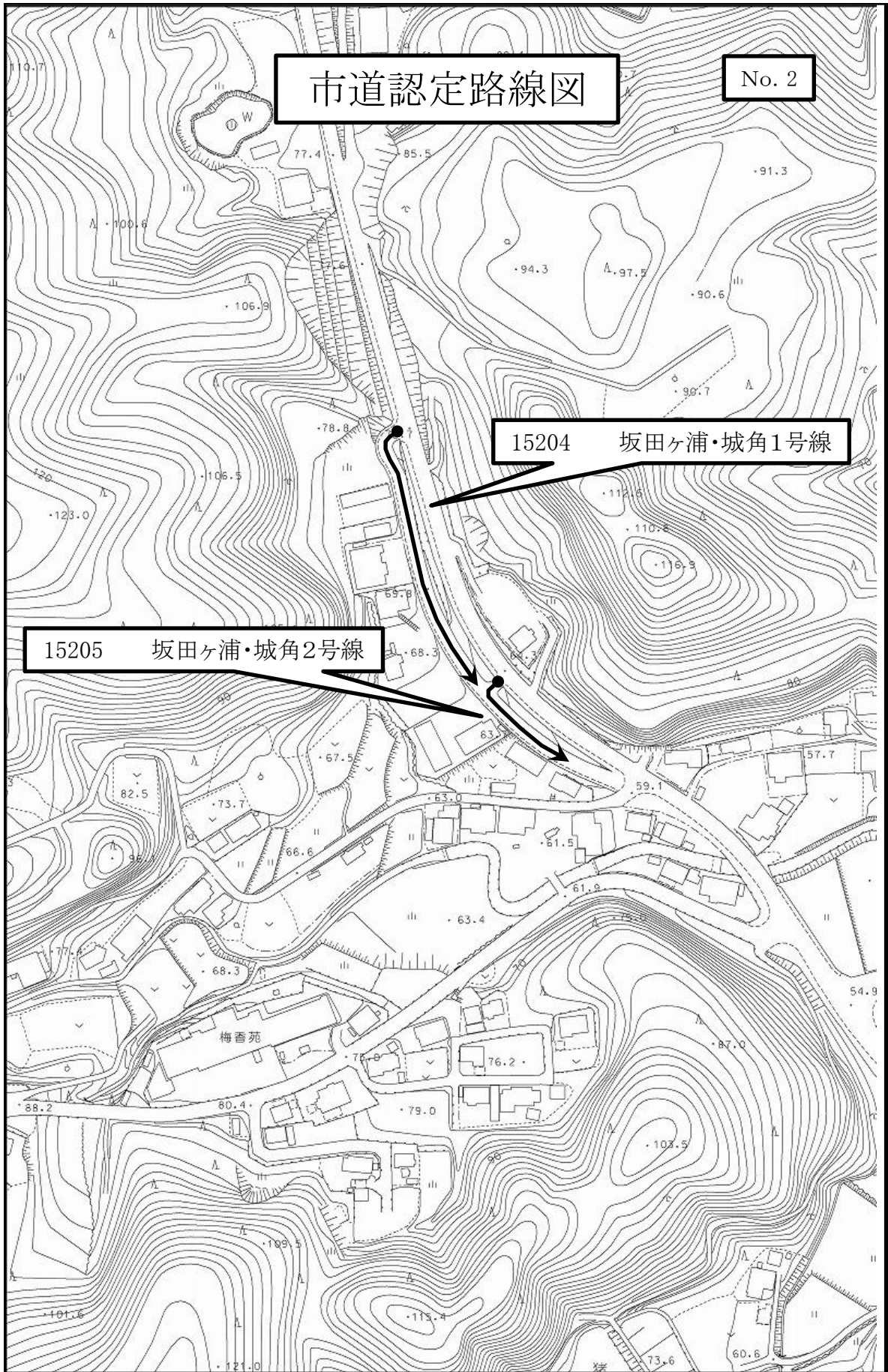
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15203	川島・岸本線	川島 180-3 地先	川島 180-6 地先	7.0	37.5	No.1
2	15204	坂田ヶ浦・城角1号線	大日寺 1430-3 地先	大日寺 1416-3 地先	9.4	154.6	No.2
3	15205	坂田ヶ浦・城角2号線	大日寺 1415-11 地先	大日寺 1403-8 地先	9.7	72.0	No.2
				合 計		264.1	





市道認定路線図

No. 2

15204 坂田ヶ浦・城角1号線

15205 坂田ヶ浦・城角2号線

専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第9号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年9月28日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)

専決処分の承認(飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年11月20日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年11月24日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第34号

飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例

市長、副市長、教育長及び企業管理者の期末手当は、飯塚市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)第7条第1項及び飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)第7条第1項の規定にかかわ

らず、それぞれに規定する期末手当の額から市長は100分の10に、副市長、教育長及び企業管理者は100分の5に相当する額を減じて得た額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

専決処分の承認(飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年11月20日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年11月24日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第35号

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び第3項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給にする場合には100分の125」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の155」を「100分の125」とあるのは「100分の155」に改める。

(飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

- 3 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の155」を「100分の125」とあるのは「100分の155」に改める。

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

- 4 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の155」を「100分の125」とあるのは「100分の155」に改める。



飯塚市職員の給与に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(期末手当) 第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給にする場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(附則第2項関係) (期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(附則第2項関係) (期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(附則第3項関係) (期末手当) 第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(附則第3項関係) (期末手当) 第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>飯塚市企業管理者の給与に関する条例(附則第4項関係) (期末手当)</p>	<p>飯塚市企業管理者の給与に関する条例(附則第4項関係) (期末手当)</p>

<p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「100分の130」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)</p> <p>2 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。 (略) (飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)</p> <p>3 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。 (略) (飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>4 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。 (略)</p>	

専決処分の報告(家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和2年11月17日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 66,000円

1 事故発生の日時、場所

令和2年10月25日(日)午前10時頃

飯塚市津島地内 相手方自宅

2 事故の概要

税務課職員が固定資産税の家屋評価業務のため相手方自宅を訪問し、玄関ホール内壁のタイルの大きさを計測するため、当該タイルにコンベックスの先を引っ掛け、計測完了後にコンベックスを外したところ、当該タイルの一部が欠けて剥がれ落ちたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 内壁タイル剥離

4 事故発生の原因

タイルを計測する際、コンベックスの先を引っ掛けたことにより、その一部を剥離させたことから、丁寧な動作及び細心の注意を怠ったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として66,000円を相手方に支払う。

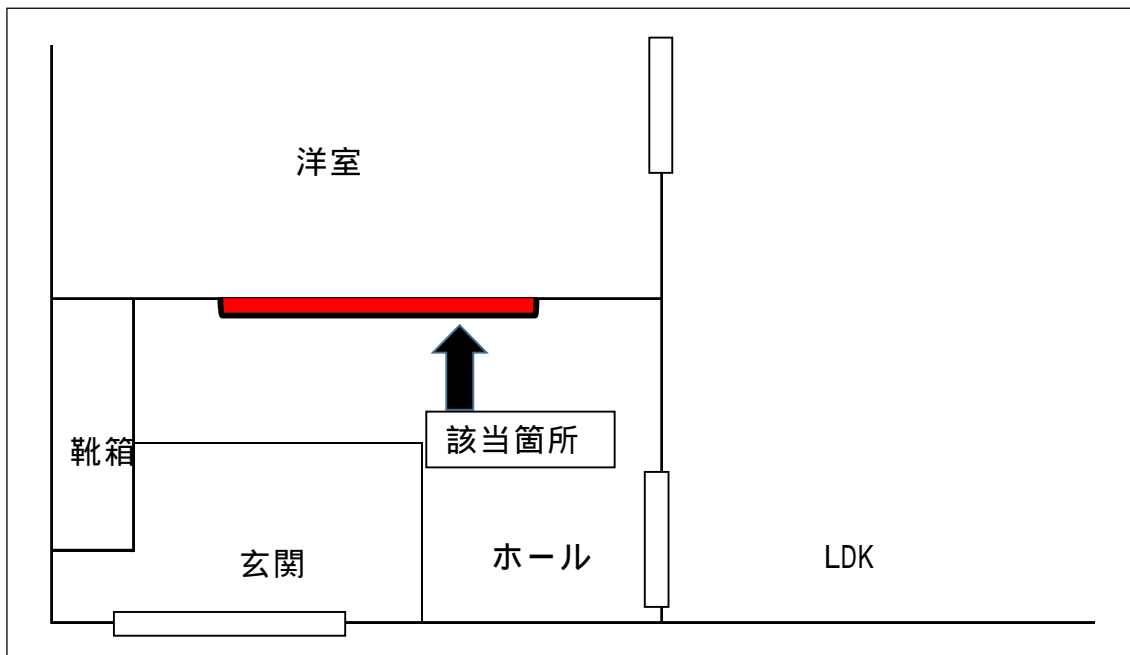
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判

外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額および賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相 手 方	修繕料	66,000円	66,000円	0円

7 事故現場見取図



専決処分 of 報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

令和2年10月9日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 市営住宅使用料請求事件

##### 1 事件の概要及び処理方針

明星寺住宅居住の1名(26月423,800円滞納)については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納市営住宅使用料の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

##### 2 被告に対する請求

- (1) 未払市営住宅使用料の支払
- (2) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

本ページ以降はSideBooks上で  
データを縦に表示するための  
調整用空白ページとなります。



















